

○ふじみ野市介護サービス利用者負担金助成事業実施要綱

平成22年4月1日

告示第95号

改正 平成23年5月18日告示第132号

平成28年3月7日告示第46号

平成28年8月30日告示第223号

平成28年12月28日告示第323号

平成29年6月28日告示第201号

平成30年1月4日告示第1号

ふじみ野市介護サービス利用者負担金助成事業実施要綱（平成17年ふじみ野市告示第139号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第24項に規定する指定居宅サービス等、法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等又は法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業を利用する低所得者に対して、その利用料に係る自己負担額の一部を助成し、利用を促進することを目的とする。

（平29告示201・一部改正）

（対象経費）

第2条 助成の対象となる費用（以下「利用者負担額」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 法第41条に規定する居宅介護サービス費の支給対象となる費用（福祉用具貸与及び特定施設入居者生活介護に要した費用を除く。）から当該費用に係る居宅介護サービス費を除いた額
- (2) 法第42条に規定する特例居宅介護サービス費の支給対象となる費用（福祉用具貸与、特定施設入居者生活介護及びこれらに相当するサービスに要した費用を除く。）から当該費用に係る特例居宅介護サービス費を除いた額
- (3) 法第42条の2に規定する地域密着型介護サービス費の支給対象となる費用（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用を除く。）から当該費用に係る地域密着型介護サービス費を除いた額
- (4) 法第42条の3に規定する特例地域密着型介護サービス費の支給対象となる費用（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及びこれらに相当するサービスに要した費用を除く。）から当該費用に係る特例地域密着型介護サービス費を除いた額

- (5) 法第53条に規定する介護予防サービス費の支給対象となる費用（介護予防福祉用具貸与及び介護予防特定施設入居者介護に要した費用を除く。）から当該費用に係る介護予防サービス費を除いた額
 - (6) 法第54条に規定する特例介護予防サービス費の支給対象となる費用（介護予防福祉用具貸与、介護予防特定施設入居者生活介護及びこれらに相当するサービスに要した費用を除く。）から当該費用に係る特例介護予防サービス費を除いた額
 - (7) 法第54条の2に規定する地域密着型介護予防サービス費の支給対象となる費用（介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に要した費用を除く。）から当該費用に係る地域密着型介護予防サービス費を除いた額
 - (8) 法第54条の3に規定する特例地域密着型介護予防サービス費の支給対象となる費用（介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護及びこれらに相当するサービスに要した費用を除く。）から当該費用に係る特例地域密着型介護予防サービス費を除いた額
 - (9) 法第115条の45の3に規定する第1号事業支給費の支給対象となる費用から当該費用に係る第1号事業支給費を除いた額
- 2 前項各号に掲げる利用者負担額が法第51条に規定する高額介護サービス費、法第61条に規定する高額介護予防サービス費又はふじみ野市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年ふじみ野市告示第40号。以下「総合事業実施要綱」という。）第9条に規定する高額介護予防サービス費相当事業費の支給対象となるときは、助成の対象としない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、ふじみ野市社会福祉法人等による介護保険サービスの利用に係る利用者負担の軽減に関する要綱（平成17年ふじみ野市告示第138号）の規定による軽減の対象となる利用者負担額は、助成の対象としない。

（平23告示132・平28告示46・平28告示223・平29告示201・一部改正）

（対象者）

第3条 前条に規定する対象経費の一部を助成する対象者は、市において法第27条に規定する要介護認定若しくは法第32条に規定する要支援認定を受けている者又は介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の4第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する第1号被保険者（以下「基準該当被保険者」という。）で、次のいずれかに該当するものとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第5号に規定する介護扶助が行われている者を除くものとする。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第22条の2の2第4項又は令第29条の2の2第4項に規定する被保護者

- (2) 令第22条の2の2第6項又は令第29条の2の2第6項に規定する要保護者
 - (3) 令第22条の2の2第7項に規定する要介護被保険者又は令第29条の2の2第7項に規定する居宅要支援被保険者のうち、老齢福祉年金の受給権を有する者
 - (4) 令第22条の2の2第7項に規定する要介護被保険者又は令第29条の2の2第7項に規定する居宅要支援被保険者のうち、前号の者を除く者
 - (5) 令第22条の2の2第5項又は令第29条の2の2第5項に該当する者のうち、前各号に該当しないもの
 - (6) 基準該当被保険者のうち第1号から第3号までに掲げる者に相当する者
 - (7) 基準該当被保険者のうち第4号及び第5号に掲げる者に相当する者
- 2 前項各号の適用区分は、指定居宅サービス等の利用日の属する月（以下「利用月」という。）の初日を基準日とする。ただし、利用月の途中で市の介護保険の被保険者資格を取得したときは、資格取得日を基準日とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、法第4章第6節に規定する保険給付の制限等又は総合事業実施要綱第6条に規定する措置を受けている者については、助成の対象としない。

（平28告示223・平29告示201・平30告示1・一部改正）

（助成額等）

第4条 助成金は、月を単位とし、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前条第1項第1号から第3号まで及び第6号に該当する者 利用者負担額の2分の1
 - (2) 前条第1項第4号、第5号及び第7号に該当する者 利用者負担額の4分の1
- 2 助成金の額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

（平29告示201・平30告示1・一部改正）

（申請）

第5条 助成金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、介護サービス利用者負担助成金支給申請書（様式第1号。以下「支給申請書」という。）に指定居宅サービス等の利用料の領収書等を添付して、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、利用月ごとに行うものとする。

（平28告示46・平29告示201・一部改正）

（支給）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査の上、助成の可否を決定し、介護サービス利用者負担助成金支給（不支給）決定通知書（様式第2

号)により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により支給を決定した助成金を申請者に支給する。この場合において、死亡等の理由により当該申請者に支給することができないときは、市長が定める者に支給するものとする。

(返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合には、当該助成金を受けた者に、既に支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、介護サービス利用者負担金助成事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、改正前のふじみ野市介護サービス利用者負担金助成事業実施要綱（平成17年ふじみ野市告示第139号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によってなされたものとみなす。

附 則（平成23年告示第132号）抄

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年告示第46号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年告示第223号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年告示第323号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の様式に基づいてなされている手続その他の行為は、改正後の相当規定に基づいてなされている手続その他の行為とみなす。
- 3 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成29年告示第201号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示の規定による介護サービス利用者負担金の助成は、平成29年4月1日以後に利用した介護サービスから適用する。

附 則 (平成30年告示第1号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後のふじみ野市介護サービス利用者負担金助成事業実施要綱の規定による介護サービス利用者負担金の助成は、平成29年8月1日以後に利用した介護保険サービスから適用する。

様式第1号(第5条関係)

介護サービス利用者負担助成金支給申請書

年 月分

フリガナ		保険者番号																	
被保険者氏名		被保険者番号																	
		被保険者番号																	
生年月日	年 月 日	性 別																	
住 所	電 話 番 号																		
利用者負担額	円	支給申請額	円																
ふじみ野市長 あて 上記のとおり 年 月分の介護サービス利用者負担助成金を申請します。 年 月 日 住所 申請者 電話番号 氏名 ㊟ ※自署の場合は、押印不要です。																			

注意・この申請書に該当月分の居宅サービスの領収書を添付して下さい。

振替口座(登録済・新規・変更)※いずれかに○印をしてください。

※登録済みで振込先口座に変更がない場合は、下記口座振替依頼書のご記入は、必要ありません。

口座振込 依頼欄	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本 店 支 店 出張所 本・支所	種 目	口座番号
	金融機関コード	店舗コード	1 普通預金 2 当座預金 3 その他	
	フリガナ			
	口座名義人			

*市確認欄

保険料段階区分			
助成割合	利用者負担額		円
	支給金額		円

様式第2号(第6条関係)

介護サービス利用者負担助成金支給(不支給)決定通知書

年 月 日

様

ふじみ野市長



先に申請のありました助成金の支給については、下記のとおり決定したので通知します。

被保険者番号		被保険者氏名	
サービス提供年月	年 月		
受付年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
本人支払額	円		
給付の種類			
支給の可否		支給金額	円
不支給の理由			

支給予定日	年 月 日		
振込口座	金融機関名		
	口座種目	口座番号	
	口座名義人		

問い合わせ先：ふじみ野市
〒356-8501
ふじみ野市福岡一丁目1番1号
電話番号

様式第1号（第5条関係）

（平28告示323・一部改正）

様式第2号（第6条関係）